

平成30年度第3回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：平成30年10月17日（水）午前10時00分～午前11時10分

（平成30年10月1日開催予定であったが、台風24号の接近に伴い延期開催）

場 所：生駒市役所 4階 402会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 大西総務部長、西田総務課長、飯島総務課課長補佐、山下総務課係員

会議内容：

1 平成30年度第2回委員会会議録の確認

・確認の上、承認。

2 法令遵守推進制度の運用状況（平成30年5月追加分～平成30年7月分）

（事務局） 資料2～4で説明。今回は、5月の追加分と6月から7月までの2月分で31件の要望等記録があり、半数以上の16件が公職者からのものとなっている。不当要求に該当すると思われる事案はなかった。

（委員） No.28について、対応方針の欄で「対策を検討する」とあるが、駐車違反に対する対策に関しては、市の仕事になるのか。

（事務局） 交通指導員を市で嘱託職員として雇っているため、もちろん違反キップなどは切れないが、交通指導員が対応できるかどうかという意味で対策を検討するとした。

（委員） No.35について、要望等の内容が精神障害者保健福祉手帳の更新に関することであり、これは都道府県の仕事であったと思うが、要望者が市に要望してきているということは市が窓口になっていたりするということか。

（事務局） 更新の申請と受付の窓口が市となっている。

（委員長） 更新の通知を県が送るのか市が送るのかどういった役割分担がなされているかによって対応は異なるであろう。

（委員） 要望者に対して「ご要望の実現が困難である」と回答しているということは、更新の通知は市の仕事であると認識しているということか。

（委員長） 手帳の発行及び管理は県が行っており、市は申請の受付の窓口となっているだけというのであれば更新の通知も県が行うべき仕事のように思える。

（委員） 回答内容について、更新時期の管理は県が行っており、更新の通知も県が行うことであるため市では対応できないという意味での「ご要望の実現が困難である」ということなのか、市の仕事と認識した上での回答なのか。

（事務局） 次回までに確認して報告させていただきたい。

（委員長） はい。

（委員） No.36について、生活保護の申請で支給日について早めるよう申請者の代理人

と名乗る者からの要望で、「申請者本人に同意を得た上で、代理人に対し回答した」とあるが、おそらく電話での要望及び確認に思えるが、申請者からどのように同意を得たのか。

(事務局) おそらく初めに代理人から電話があり、申請者本人に電話で本当に代理人かどうかの確認を行い、本当に当該人物に代理を頼んでいるということを確認しながら申請者本人に支給日について説明し、代理人にも同内容を伝えるという旨を了承を得た上で要望者に伝えたという流れだと思う。

(委員) 本人確認の方法について、電話で確認できるものなのかということに違和感を感じた。

(委員) No. 39 について、水路の水路天まで道路を上げてほしいという要望に対して市はどういった対応をしたのか。

(事務局) 確認したところ、地元とも調整して、大規模な修繕は不可能であるが、軽微な範囲での修繕を次年度以降の予算で対応するとのこと。

(委員) No. 47 について、市議会議員に自治会長の連絡先を教えているが、個人情報である連絡先を教えてよかったのか。

(事務局) 基本的には自治会長の氏名のみをお教えすることとなっており、連絡先等の個人情報については、自治会に関する担当課が基準を持った上で判断している。公職者が言ってきたから教えたということはないはず。

(委員長) 政治活動との関連性について問題が生じることもあるため、気をつけた方がよいだろう。

4 その他

- ・新聞記事の紹介
- ・学校からの要望等記録報告について
- ・様式の改正について
- ・次回の会議は、12月3日(月) 10:00から開催

〔配布資料〕

〔資料1〕平成30年度第2回法令遵守委員会会議録(案)

〔資料2〕法令遵守推進制度の運用状況表

〔資料3〕要望等記録一覧表(平成30年5月追加分～平成30年7月分)

〔資料4〕要望等記録票兼報告書(平成30年5月追加分～平成30年7月分)

〔新聞記事〕